

「地図作成」についてのお知らせとお願い

高松法務局

高松法務局では、令和7年度・8年度の事業として、高松市北浜町、城東町二丁目、本町、鶴屋町の各全部、丸の内の一部（末尾の地図の緑色部分）及び高松市宮脇町二丁目の一部（末尾の地図の赤色部分）の地域において、地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を新たに作成することとしました。

つきましては、地図を作成するに当たり、筆界確認のための立会い等について、皆様方の御協力をお願いいたします。

◆ 地図とは

法務局には、皆様の大切な財産である土地一筆ごとに、所在、地番、地目、所有者などの登記事項を記録した登記簿が備え付けられており、財産の保全と取引の安全が図られていますが、そのほかに、各土地の正確な位置と筆界を明確に示し、現地を復元できる地図を備え付けることとされています。この地図を「不動産登記法第14条第1項地図」と称しています。

◆ 地図作成の効果

- ☆ 各筆の土地の位置・筆界を特定することから、筆界に関する紛争を未然に防止することができます。
- ☆ 国の事業として実施するため、登記手続、測量等に係る費用負担の軽減が図られます。
- ☆ 地図が作成されることにより、道路拡張工事等の公共事業も円滑に実施することができます。
- ☆ 境界標等が亡失する等して土地の筆界が分からなくなっても、地図に基づいて復元測量をすることによって、土地の筆界を正確に復元することができます。

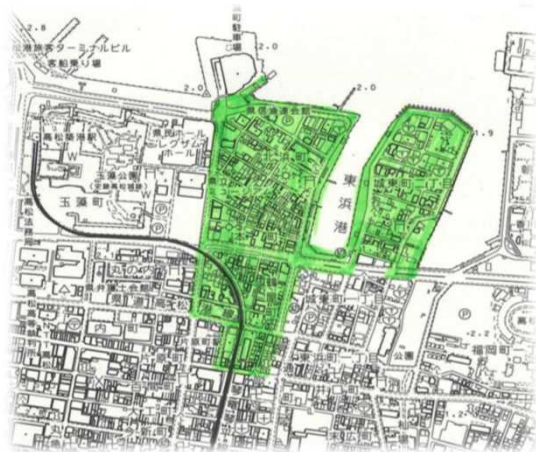
◆ 実施機関等

【計画機関】 高松法務局

【作業機関】 公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和7年度・8年度法務局地図作成事業対象地区

高松市北浜町、城東町二丁目、本町、鶴屋町の各全部、丸の内の一部



高松市宮脇町二丁目の一部



※この地図は、高松市長の承認を得て、同市所管の成果（高松市都市計画図1/10,000）を使用して調製したものです。（承認番号令和6年10月21日高都第269号）

お問合せ・連絡先

高松法務局不動産登記部門 地図作成係

郵便番号 760-8508

所 在 高松市丸の内1番1号

電話番号 087-821-6193（直通）

法務局の地図ができるまで

1 準備作業（令和7年7月～令和8年3月）

- ・地図の作成を実施するための関係資料を作成します。
- ・関係官公署等と打合せをします。
- ・地図作成事業の準備作業として、道路の幅や道路に接する土地の境界、構造物の調査を行います。
- ・土地の所有者(相続人を含む。)に対して、地図作成事業の概要について、説明資料を送付します。

2 基準点設置・基準点測量（令和7年9月～12月）

一筆地測量の基となる基準点を道路等に設置し、国家基準点を基礎とする基準点測量を行います。

3 一筆地調査（令和8年4月～7月）

土地の所有者又は代理人に立ち会っていただき、おおむね土地の配列順に、一筆の土地ごとにその筆界や地番、地目などを調査します。

土地の筆界については、できれば事前に隣接地所有者の方と境界標識の点検や位置確認をしていただき、立会日には、その位置（例：ブロック塀の中心、溝の中心、境界石の外角等）が筆界であるとお示しください。

4 一筆地測量（令和8年4月～8月）

基準点を基に、3の一筆地調査で確認した筆界までの距離や角度を測量します。

5 面積計算・地図作成（令和8年6月～9月）

一筆地測量が終われば、土地の筆界点の座標値を計算し、一筆の土地ごとの面積を算出するとともに、土地の位置や形状を明確にした地図を作成します。

6 縦覧・修正申立（令和8年11月）

地図の原図と面積等を記載した地積等調査一覧表を一定期間皆様に確認していただき、間違い等があれば、申し出ていただきます。

7 登記・地図の備付け（令和9年2月～3月）

地目や地積が登記記録と一致しない土地については、調査・測量の結果に基づき、登記官が職権で登記をし、新しく作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

皆様にお願ひすること

- ・土地の所有者の方には、筆界の調査時（一筆地調査）に筆界確認の立会いをお願いします。立ち会っていただく日時は、事前にお知らせします。
- ・一筆地調査において確認された境界杭や標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないようお願いします。
- ・測量などのために、皆様方の所有地へ立ち入ることがありますので御了承ください（法務局の腕章をつけて作業機関であることを明示します。）。

【御注意】

- ・地図作成事業に伴う測量についての個人負担はありませんが、一筆地調査に立ち会っていただくための交通費などの経費は、個人負担となります。
 - ・隣接地との筆界が確認できなかった場合には「筆界未定地」となり、地図に隣接地との筆界線が記入されません。
- 後日、筆界が確認された場合は、各所有者の御負担で地図訂正等の登記手続が必要となります。